

## F - 15 戦闘機及びF A 18 ホーネット等の機体不備に対する抗議決議

去る8月16日、午後1時44分ごろ、嘉手納基地所属のF - 15 戦闘機が右主翼先端部分から燃料を噴出しながら滑走路に緊急着陸した。

翌17日、同基地報道部より、訓練飛行中の機体に不具合が生じたため、燃料投棄空域で燃料を放出したが、燃料系統の不具合で残っていた少量の燃料が流出したとの説明がなされたものの、根本的な原因については一切明らかにしていない。

F - 15 は、これまでも今回のような緊急着陸が相次いでいるほか、墜落事故、空中接触事故、照明弾の落下事故等、たび重なる事故に加え、老朽化も指摘されるなど、欠陥機と言わざるを得ない状況である。

さらに、8月10日と23日には米軍岩国基地所属のF A 18 ホーネット戦闘攻撃機が、射爆場で投下できなかった爆弾を装てんしたまま着陸、19日には同型機が緊急着陸したものの、予防着陸であるとの説明のみであった。

このような状況が続く中、31日に発生したF A 18 の部品落下事故の地元自治体への連絡が9月5日にしかなされないなど、事件・事故の通報体制の不備もあわせ、米軍の対応は住民の不安をあおるばかりである。

嘉手納基地周辺住民の生活環境は常日ごろから常駐機や外来機の飛来等により脅かされている中、機体不備の原因を明らかにせず、訓練を継続することは断じて容認することはできない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・平穏な生活を守る立場からF - 15 戦闘機及びF A 18 ホーネット等の機体不備に対し厳重に抗議し、下記事項について強く要求する。

### 記

1. 安全管理体制を強化し、すべての機体の徹底した整備・点検を行い、再発防止を図ること。
2. 機体不備の原因を徹底究明し、公表すること。
3. 連絡通報体制の合意事項を遵守し、迅速・正確な情報公開をすること。

以上、決議する。

平成23年9月12日  
沖 縄 市 議 会

あて先

駐日米国大使

在日米軍司令官

在日米軍沖縄地域調整官

在沖米軍嘉手納基地司令官

在沖米国総領事